



平成28年(ハ)第 [redacted] 号 国家賠償請求事件

決 定

大阪市 [redacted]

原 告 [redacted] [redacted] [redacted]

大阪府 [redacted]

原 告 [redacted] [redacted] [redacted]

上記兩名訴訟代理人弁護士 山 中 理 司

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

被 告 国

同代表者法務大臣 岩 城 光 英

上記当事者間の国家賠償請求事件について、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件を大阪地方裁判所に移送する。

理 由

- 1 本件は、訴外 [redacted] (以下「訴外 [redacted]」という。)が原告 [redacted] に対し提起した損害賠償請求事件(神戸地方裁判所平成25年(ワ)第 [redacted] 号)の控訴審(大阪高等裁判所平成27年(ホ)第 [redacted] 号)に関し、控訴が係属した大阪高等裁判所第14民事部の井上一成裁判官から、原審を担当した寺西和史裁判官が変な裁判官であると担当裁判官が判断した場合に原審判決が簡単に高等裁判所で覆されることを思い知らされ、和解期日において二枚舌を使われ、控訴審判決では、和解案を断ったことの報復として和解案の倍以上で訴外 [redacted] の請求額に近い金額の支払いを命じられ、また、原告 [redacted] の実母である原告 [redacted] が極悪人であるかのような事実認定をされたとし、原告らの精神的苦痛に関する慰謝料として、原告らが、被告国に対し、原告らにそれぞれ33万円及びこれに対する本件訴状送達の日翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の各支払いを求めた事案である。

本件は、上記の不法行為に基づく国家賠償を求める事案であることからすれば、被告は、原告らの請求を争うものと予想され、今後、事実認定等のために多数の争点に対する判断が必要となり、それに伴い、証拠調べに相当な期日を要するものと考えられる。

- 2 以上を勘案すると、本件は、大阪地方裁判所で審理するのが相当な事案と認められるので、職権により、民事訴訟法18条を適用して、主文のとおり決定する。

平成28年3月18日

大阪簡易裁判所

裁判官 寺田俊弘